

第二次取手市男女共同参画計画

(見直し版)

— 男性も女性も生き生きと暮せる活力ある取手をめざして —



平成24年4月

取 手 市

ごあいさつ



男女共同参画の目指すところは、「女性も男性も一人ひとりの人権が尊重され、意欲と能力に応じて活躍できる、多様性に富んだ活力ある社会の実現」です。

この男女共同参画は日本だけの問題ではなく、女性の活躍促進が世界の経済発展にとって重要な政策であることは、いまや国際的な共通認識となっています。特に、少子高齢化社会の到来、東日本大震災などの逆風にさらされている日本においては、女性が活躍できる場をさらに増やし、それを促進していくことこそが今後の発展の鍵を握っていると言っても過言ではありません。

男性であれ女性であれ活力にあふれた人たちが、仕事と生活を調和させ、それぞれに豊かな未来を切り開いていくことにより、閉塞感を否めない今の日本を打破して社会全体を活性化させる。そういった流れを作っていくことが、今後の日本に求められていくのだと思います。

さて、当市におきましても、すべての市民が安心して暮らすことができ、男性も女性も生き生きと暮らせる活力ある取手市をつくるため、平成 19 年に本計画を策定し、取手市における男女共同参画を推進してまいりました。

真の男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく市民一人ひとりのご理解とご協力が何より必要です。このたび見直しを行いました第二次取手市男女共同参画計画は、取手市男女共同参画推進条例の基本理念を具現化するとともに、昨今の社会環境や市民意識の変化などを踏まえ、今後市に求められていくであろう内容を盛り込んだものとなっております。

最後になりますが、本計画の見直しにあたりご尽力を賜りました市男女共同参画審議会委員のみなさま、貴重なご意見をいただきました市民のみなさま及び関係各位に心から御礼を申し上げます。

平成 24 年 4 月 1 日

取手市長 藤井 信吾

第1章 計画見直しの概要

1 見直しにあたって

取手市では平成19年に、男性も女性も生き生きと暮せる活力ある取手を目指し、「第二次取手市男女共同参画計画」を策定しました。

それから5年が経過し、私たちの地域や社会を取り巻く状況も刻々と変化してきています。

国においては、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法が、平成21年で施行から10年目を迎えました。10年という1つの区切りを越えて、多様性を尊重した「男女共同参画」は、新たなステージを迎えています。そこで、このような状況を踏まえて、それぞれの地域や個人が男女共同参画について、より身近な問題として意識し、行動する推進力となるよう、計画の見直しを行いました。

今回、本計画の見直しにあたっては、取手市民が望む男女共同参画社会の「めざすべき姿」を軸として、本計画前期5ヶ年の検証を行い、平成22年12月に閣議決定された国の第3次男女共同参画基本計画、茨城県が平成23年度に策定した茨城県男女共同参画基本計画などを踏まえ、見直し内容の検討を行いました。また、市民の声を把握して計画に活かせるよう、市民により構成される取手市男女共同参画審議会にご意見を伺うとともに、計画案に対するパブリックコメントを実施いたしました。

2 当初計画策定後の環境変化

1 男女共同参画をめぐる国の動き

国は、平成22年12月、「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、国、市、各種団体、企業等それぞれの立場で自主的に取組を展開することを期待しています。

また、社会情勢の変化に対応するため、男女共同参画社会の実現に向けて次のような政策を打ち出してきました。

- ① 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現を目指すこととしました。（平成19年12月）
- ② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）を改正し、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの考えから、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護・自立支援の制度を拡充しました。（平成20年1月）
- ③ 少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指すため「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児介護休業法）を改正しました。（平成22年6月）

2 男女共同参画をめぐる本市の動き

取手市においては、このような国の政策の動向を踏まえ、第二次取手市男女共同参画に盛り込まれた各施策について実施、検討、改善を行ってまいりました。計画の進捗管理にあたっては、年度ごとに報告書を作成し、有識者や公募市民で構成される取手市男女共同参画審議会における審議・建議をいただき、副市長を会長として各部長で構成される取手市男女共同参画庁内推進会議において検討し、施策の拡充と成果の向上に努めてまいりました。

また、平成20年度には市役所内のセクシュアル・ハラスメントの実態を把握してその防止指針の策定並びに庁内の体制整備の基礎資料とするためのアンケート調査を実施し、その結果に基づき「取手市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」を制定しました。

リーマンショックに端を発する日本経済の停滞による財政状況悪化を原因としていくつかの施策において縮小や休止を迫られているものの、成果指標10項目のうち3項目で目標を達成し、平均での進捗率が80%を超えるなど、全体としては成果が少しずつ上がってきています。

また、市においては、現在「取手市第5次総合計画」後期基本計画の見直し作業が進められています。この後期基本計画の見直しは、当初の基本計画に掲げた施策体系を見直すとともに、個々の施策内容について、前期期間の進捗状況を評価し、計画策定時以降の社会情勢の変化を踏まえて、施策内容を変更するものであり、男女共同参画の分野についても同様の見直しが行われる見込みです。

3 見直しの基本的方向性

今回の見直しについては、このような国や市の状況を踏まえ、また毎年行っている実施報告書により過去の進捗状況を検証したうえで、盛り込まれた施策の内容と、施策を評価するための成果指標の両面について検討を行いました。

1 施策の見直し

- ・社会環境や男女共同参画社会のめざす姿に急激な変化は見られないことから、施策体系全体の構造についての変更は行わず、施策単位での内容について修正を行いました。また、内容の修正にあたっては、よりわかりやすい内容と表現に留意し、施策の具体的内容や目的などをより明らかにしました。
- ・市の行政内部における機構の変化に対応して、各施策を担当する部課（所）について修正を行いました。

2 成果指標の見直し

- ・計画全体の進捗状況をより把握しやすいものとするため、これまでとは違う視点で指標の追加を行いました。また、すでに目標を達成した指標であっても、経年

比較が行える等の利便性があることから指標項目の削除はせず、今後も指標値データを蓄積し、指標値管理を継続することとしました。

- 成果指標値については、少子高齢化などに代表される社会環境の変化や、外部要因による施策の実施状況の変化、当初計画策定から5年間の成果指標値推移などを踏まえ、目標値の最適化を行いました。

第2章 計画の内容

<施策内容の表記について>

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
1	各基本方向を達成するために必要な方策が記載されています。	各「施策の方策」ごとに、具体的に行うべき事業や事務等が記載されています。	継続	新規	各事業等を行う担当課が記載されています。

(区分欄は、第一次計画からの継続又は新規施策の別を記載したものです。)

施策体系一覧表

基本目標 1 男女の人権が尊重される社会の確立	
主要課題 1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し, 意識の改革	基本方向 (1) 多様な生き方への配慮に欠けた社会制度や慣行の見直し
主要課題 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	基本方向 (2) 学校教育等における男女平等教育の推進 基本方向 (3) 地域や家庭における男女共同参画教育の推進 基本方向 (4) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
主要課題 3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	基本方向 (5) 女性に対する人権侵害の根絶の環境づくり 基本方向 (6) 被害者のための相談体制の充実
主要課題 4 メディアにおける人権の尊重	基本方向 (7) 女性の人権を尊重した表現の推進 基本方向 (8) 情報を活用できる能力の向上
基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備	
主要課題 5 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	基本方向 (9) 家庭生活における男女共同参画の推進 基本方向 (10) 地域社会における男女共同参画の推進
主要課題 6 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	基本方向 (11) 各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大 基本方向 (12) 市役所における女性職員の登用・職域の拡大 基本方向 (13) 事業所等における女性社員の登用・職域の拡大 基本方向 (14) 男女共同参画推進のための女性リーダーの養成
主要課題 7 国際社会の取り組みへの理解と協力	基本方向 (15) 男女共同参画に関する国際的な動きへの理解 基本方向 (16) 男女共同参画に関する国際交流の推進
基本目標 3 多様な働き方を可能にするための環境の整備	
主要課題 8 職業生活と家庭生活の両立支援	基本方向 (17) 男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり 基本方向 (18) 育児休業・介護休業等の定着・普及の促進
主要課題 9 就労場における男女平等の推進	基本方向 (19) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり
主要課題 10 商業・農業等における男女共同参画の推進	基本方向 (20) 活力ある商業・農業等の実現に向けた男女共同参画の推進
主要課題 11 起業・再就職に対する支援	基本方向 (21) 女性のチャレンジ支援
基本目標 4 健康で安心できる生活環境の整備	
主要課題 12 生涯にわたる男女の健康づくり	基本方向 (22) 生涯を通じた男女の健康の保持・増進 基本方向 (23) 妊娠・出産等に関する健康支援 基本方向 (24) 健康を脅かす問題についての啓発・充実
主要課題 13 子どもが安全で健やかに育つ生活環境づくり	基本方向 (25) 子育て支援体制の充実 基本方向 (26) ひとり親家庭に対する支援の充実
主要課題 14 高齢者・障害者等が安心して暮らせるための環境づくり	基本方向 (27) 高齢者・障害者等の社会参画の促進 基本方向 (28) 介護体制の確立と推進 基本方向 (29) 高齢者・障害者等の生活基盤の充実

基本目標 1 男女の人権が尊重される社会の確立

主要課題 1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

基本方向(1) 多様な生き方への配慮に欠けた社会制度や慣行の見直し

No	施策の方策	施策の内容	区 分	担当課
1	情報紙・広報紙等による意識啓発活動の充実	男女共同参画に関連する法律知識の周知	新規	秘書課
2		「取手市男女共同参画推進条例」及び「取手市男女共同参画計画」の周知徹底	新規	秘書課
3		男女共同参画情報紙「風」や市広報紙「とりで」、市ホームページなどによる意識啓発	継続	秘書課 広報広聴課
4	学習機会の提供	社会制度や慣行の見直しを啓発するための市民フォーラム、各種講座やイベント等学習機会の提供	新規	秘書課
5	相談体制の充実	男女共同参画社会の形成に向けた苦情処理等相談体制の充実	新規	秘書課

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

基本方向(2) 学校教育等における男女平等教育の推進

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
6	男女平等に基づいた教育の推進	人権尊重に基づいた男女平等教育を実践し、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどの意識の啓発	継続		指導課
7		技術・家庭科の男女共修による生活能力の充実	継続		指導課
8		保育所、幼稚園、学校等で、性別による固定的な役割分担慣行についての見直し	継続		指導課 子育て支援課 学務給食課
9		男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	継続		指導課 スポーツ生涯学習課
10		主体的に進路を選択する能力を身につけるための、発達段階に応じた進路指導の実践	継続		指導課
11	教職員等への男女平等意識の啓発	教職員・保育士等への男女平等意識に関する研修の充実	継続		指導課 子育て支援課 人事課
12	男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	男女共同参画の視点に立った学校運営・PTA活動の実施	継続		スポーツ生涯学習課 指導課
13	健全な食生活の実現	男女を問わず、健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育の推進		新規	学務給食課 指導課

基本方向(3) 地域や家庭における男女共同参画教育の推進

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
14	性別にとらわれない家庭教育の推進	就学時検診、入学時説明会での子育て・生活自立等に関する学習会、研修会の開催	継続		スポーツ生涯学習課
15	男性の家庭教育への参画促進	男女が家事・育児・介護等で、ともに協力し合いその責任と役割を担うことへの啓発と参加促進	継続		秘書課 スポーツ生涯学習課 子育て支援課 高齢福祉課

No	施策の方策	施策の内容	区 分	担当課
16	男性の家庭教育への参画促進	男性が家事・育児・介護等の生活知識及び技術を取得するための各種講座への参加の促進	継続	保健センター スポーツ生涯学習課
17	青少年の相互理解と協力を推進する諸活動の計画	キャンプ等を通じた青少年への男女共同参画に関する学習機会の提供	継続	スポーツ生涯学習課

基本方向(4) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

No	施策の方策	施策の内容	区 分	担当課
18	多様な学習機会の充実, 意識の啓発, 情報の提供	女性の生涯に応じたチャレンジを支援するセミナー, 学習会の開催	継続	スポーツ生涯学習課 公民館 秘書課
19		男女共同参画についての講演会, 学習会の開催(自立企画も含む)	継続	スポーツ生涯学習課 秘書課
20		男女共同参画の研究資料の収集・整理, 意識調査の実施	継続	秘書課 政策調整課
21		男女共同参画情報紙の発行, 啓発小冊子の発行, 情報の提供	継続	秘書課 図書館
22		乳幼児を持つ女性の学習機会及び社会参加権の充実(一時保育の実施を含む)	継続	秘書課 スポーツ生涯学習課 関係各課
23		学習・交流の場の情報提供のため, 市としての生涯学習情報システムの構築	継続	スポーツ生涯学習課
24	民間等の教育事業との連携強化	芸大, 茨大など教育機関, 事業所との連携による学習機会の充実	継続	文化芸術課
25	指導者の養成	女性リーダー等人材バンク登録の充実	継続	スポーツ生涯学習課 秘書課
		男女共同参画アドバイザー養成講座への支援	継続	スポーツ生涯学習課 秘書課

主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

基本方向(5) 女性に対する人権侵害の根絶の環境づくり

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
26	女性への暴力の予防と根絶のための環境づくり	男女共同参画に関する専門研修（市職員向けも含む）の充実 女性への暴力防止や人権意識の高揚，啓発 ・取手市男女共同参画推進月間（11月）におけるPR活動の充実	継続		人事課 秘書課 子育て支援課
27	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	事業所（市を含む）に対する，セクシュアル・ハラスメント防止に向けての情報の提供，意識の啓発	継続		人事課 秘書課 産業振興課
28	ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進	ドメスティック・バイオレンスの防止目的として，講演会・研修会の開催，啓発		新規	秘書課 子育て支援課
29	ストーカー行為等への対策の推進	ストーカー規制法の周知，啓発		新規	秘書課

基本方向(6) 被害者のための相談体制の充実

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
30	被害女性に対する相談の充実	ドメスティック・バイオレンス，セクシュアル・ハラスメント，ストーカー行為に対処するため，女性相談窓口，人権相談事業の周知，充実	継続		人事課 市民課 子育て支援課
31	関係機関との連携の推進	ドメスティック・バイオレンス，ストーカー行為の防止と被害者保護のため，関係機関（警察や医療関係者など）との連携	継続		市民課 子育て支援課
32		セクシュアル・ハラスメントに対する被害者保護のための，関係機関（法務局・雇用均等室）との連携		新規	人事課 学務給食課 秘書課
33		各種相談業務における適切な人材の確保，研修会の機会等充実による人材の育成		新規	秘書課 子育て支援課 人事課

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

基本方向(7) 女性の人権を尊重した表現の推進

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
34	女性の人権を尊重した表現の推進、環境の浄化	性犯罪、売買春、性の商品化の防止のため、県青少年保護育成条例等の有効な運用等及び環境浄化のための啓発	継続		スポーツ生涯学習課
35	性・暴力表現を扱ったメディアからの情報を主体的に読み解き判断できる能力の向上への取り組み	性・暴力表現などの有害情報の氾濫の防止、環境の整備及び性・暴力表現を扱ったメディアからの情報を主体的に読み解き、判断できる能力の向上のための支援、啓発	継続		秘書課 情報管理課

基本方向(8) 情報を活用できる能力の向上

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
36	メディア社会において情報を活用できる能力の向上	市民の主体的な情報活用能力向上のための取り組みの推進		新規	スポーツ生涯学習課 情報管理課

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画を 確立するための環境の整備

主要課題5 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

基本方向(9) 家庭生活における男女共同参画の推進

No	施策の方策	施策の内容	区 分	担当課
37	家庭生活における男女共同参画の推進	家庭生活における男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動や学習機会の提供	継続	秘書課 ｽｰｯ生涯学習課 子育て支援課
15再		男女が家事・育児・介護等で、ともに協力し合いその責任と役割を担うことへの啓発と参加促進	継続	秘書課 ｽｰｯ生涯学習課 子育て支援課
16再		男性が家事・育児・介護等の生活知識及び技術を取得するための各種講座への参加の促進	継続	保健センター 高齢福祉課 ｽｰｯ生涯学習課

基本方向(10) 地域社会における男女共同参画の推進

No	施策の方策	施策の内容	区 分	担当課
38	地域活動、地域コミュニティ等における男女共同参画の促進、支援	自治会等地域活動、地域コミュニティ(注)づくり、まちづくりセミナー等へ男女参画の促進、啓発及び支援	継続	ｽｰｯ生涯学習課 市民活動支援課 秘書課
39		地域活動リーダーの育成	継続	市民活動支援課 秘書課
40	情報の収集・提供と地域ネットワークづくりの推進	各種団体グループの活性化と女性団体グループのネットワークの支援	継続	秘書課
41		女性団体等による調査、提言事業への支援、女性による提言の積極的活用	継続	秘書課 市民活動支援課 ｽｰｯ生涯学習課 関係各課
42	ボランティア活動への支援	ボランティア及びコーディネーターの人材育成、人材リストの作成、ボランティア相談窓口の充実	継続	市民活動支援課 社会福祉課 (社会福祉協議会)

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
43	ボランティア活動への支援	ボランティア活動の啓発, ボランティア情報誌の発行支援	継続		市民活動支援課
44		ボランティア休暇制度の普及	継続		人事課 産業振興課
45	環境保護活動への参画の支援	環境問題に取り組む市民団体への情報提供	継続		環境対策課
46		環境シンポジウムの開催及びパンフレットの作成	継続		環境対策課
47		男女が共同して環境保護への高い関心と豊富な知識と経験を各分野へ反映させるための取り組み		新規	環境対策課
48	地域における安心・安全のまちづくりの推進, 啓発, 情報の提供	自主防災組織など防災の現場における男女の参画の促進, 情報の提供		新規	安全安心対策課 消防本部
49		地域防犯体制の強化のための男女の参画の啓発, 情報の提供及び共有		新規	安全安心対策課

(注)「地域コミュニティ」:地域の住民みんなが自主的に参加し, その意見や考えをまとめ, お互いに協力し合い, 住みよい社会をつくることを目的にした“地域住民の集まり”をいいます。

主要課題6 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

基本方向(1 1) 各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
50	審議会・委員会等への参画・登用の推進	審議会委員等の女性登用の促進, 登用率の向上	継続		秘書課 関係各課
51		審議会委員等の一般公募委員登用の促進, 登用率の向上	継続		秘書課 関係各課
52		参画状況の定期的調査の実施, 情報の提供, 意識の啓発	継続		秘書課

基本方向(1 2) 市役所における女性職員の登用・職域の拡大

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
53	各部・課内の職務の見直し	職員の意欲や意向を尊重した人事配置の推進	継続		人事課
54		男女均等な職員研修による人材育成	継続		人事課
55	職員に対する女性問題研修の充実	男女共同参画社会への学習機会の確保	継続		人事課
56	管理職への女性の積極的登用	人事評価制度を踏まえた, 女性職員の能力と適性に応じた職域の拡大, 登用及び昇進	継続		人事課
57	女性の視点を活かした政策の推進	市の政策方針決定過程への女性職員の視点の活用		新規	政策調整課

基本方向(1 3) 事業所等における女性社員の登用・職域の拡大

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
58	事業所における女性社員の登用・職域の拡大	関係機関との連携による, 女性の登用や職域拡大の重要性について企業や団体等への啓発の促進及び協力要請	継続		秘書課 産業振興課

基本方向(1 4) 男女共同参画推進のための女性リーダーの養成

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
59	国立婦人会館・県女性センター等での学習に対する支援	各種情報提供の充実, 啓発	継続		秘書課
60		女性リーダー等養成講座への支援, 充実	継続		秘書課
61	ネットワークづくりの推進及び交流機会の充実	ネットワークづくりの推進	継続		秘書課
62		自主学習グループへの支援と育成	継続		秘書課

主要課題7 国際社会の取り組みへの理解と協力

基本方向(15) 男女共同参画に関する国際的な動きへの理解

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
63	国際規範・基準への理解の促進	国際問題や外国の文化などについての学習機会を提供し、男女共同参画に関する国際的な動きへの理解の促進		新規	秘書課
64	国際情報の収集と提供及び学習の機会の支援	海外派遣事業への支援及び相互理解を促進する講座・情報の提供	継続		秘書課

基本方向(16) 男女共同参画に関する国際交流の推進

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
65	国際交流・国際協力の促進	NPO等の活動への支援 NGOとの連携	継続		市民活動支援課 秘書課
66	海外交流の促進	市民の国際性を育むための、市民の海外派遣研修等を通じた国際交流の促進	継続		秘書課
67	外国籍市民への支援	市内に居住する外国人に対する各種支援と情報の提供	継続		秘書課 市民課
68		国際交流ボランティアの支援と育成	継続		秘書課

基本目標3 多様な働き方を可能にするための環境の整備

主要課題8 職業生活と家庭生活の両立支援

基本方向(17) 男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
69	保護者の就労を支援するための仕事と育児の両立支援事業の推進	低年齢児保育, 土曜日延長保育, 延長保育, 障害児保育, 一時保育の充実	継続		子育て支援課
70		休日保育, 病後児保育の実施	継続		子育て支援課
71		学童保育の充実	継続		スポーツ生涯学習課
72		両立支援のための保育サービスの周知	継続		子育て支援課
73		両立支援のための実態調査とニーズの把握	継続		子育て支援課
74		家庭乳児保育事業 (生後43日から1歳まで)の充実	継続		子育て支援課
75		家庭児童相談事業の周知, 充実	継続		子育て支援課
76	介護者を支援するための仕事と介護	地域ケアの推進とネットワークの支援	継続		社会福祉課 高齢福祉課
77	の両立支援事業の推進	介護する家族の負担軽減のため介護者への支援・介護者教室の開催	継続		高齢福祉課 (社会福祉協議会)

基本方向(18) 育児休業・介護休業等の定着・普及の促進

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
78	育児休業制度の定着と介護休業制度の普及及び制度の意識啓発	労働者に対する育児・介護休業制度の周知と定着の啓発	継続		秘書課 人事課 産業振興課
79		男性の育児・介護休暇取得への啓発	継続		秘書課 人事課 産業振興課
80		男女共同参画に基づく働き方についての事業所（市を含む）に対する啓発	継続		秘書課 人事課 産業振興課
81		事業所（市を含む）に対する育児・介護休業制度の定着に向けた啓発	継続		秘書課 人事課 産業振興課

主要課題9 就労の場における男女平等の推進

基本方向(19) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
82	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の趣旨の徹底等	事業所へ男女の均等な機会と待遇確保のための周知，啓発	継続		秘書課 産業振興課
83		事業所における女性の能力発揮のための取り組みとして，積極的改善措置（ポジティブアクション：男女間の格差改善）の促進		新規	人事課 産業振興課
27再		事業所（市を含む）に対する，セクシュアル・ハラスメント防止に向けての情報の提供，意識の啓発	継続		人事課 秘書課 産業振興課
84		女性労働問題の相談体制，学習機会の充実及び関係機関との連携	継続		秘書課 産業振興課
85	パート労働者・派遣労働者への支援	パートタイム相談事業の充実，労働情報の提供	継続		人事課 産業振興課

主要課題 10 商業・農業等における男女共同参画の推進

基本方向(20) 活力ある商業・農業等の実現に向けた男女共同参画の推進

No	施策の方策	施策の内容	区 分	担当課
86	商業・農業等に従事する女性の地位向上のための支援	女性農業者・自営業者がいきいきと働き、能力が発揮できるための啓発、支援	継続	農政課 産業振興課
87		家族経営協定（注）の普及、啓発	継続	農政課
88		農業委員会委員への女性の登用	継続	農業委員会
89		商工会・農業分野における政策決定の場への女性の参画	継続	産業振興課 農政課

（注）家族経営協定・・・家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

主要課題 11 起業・再就職に対する支援

基本方向(21) 女性のチャレンジ支援

No	施策の方策	施策の内容	区 分	担当課	
90	女性の職業意識を高めるとともに、ライフ・プランを立てるための学習支援	女性の起業やキャリアアップを支援するための、各種研修会や学習機会の充実及び情報の提供	継続	産業振興課	
91		公共訓練施設への入所支援	継続	産業振興課	
92		訓練時の保育サポート	継続	子育て支援課 産業振興課	
93		多様な働き方（再就職）のための支援	21世紀職業財団との連携の充実	継続	秘書課 産業振興課
94		職業能力の自己啓発セミナー等研修会の開催	継続	秘書課 産業振興課	
95		再就職に関する情報提供や相談の充実	継続	秘書課 産業振興課	

基本目標 4 健康で安心できる生活環境の整備

主要課題 1 2 生涯にわたる男女の健康づくり

基本方向 (2 2) 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
96	生涯にわたる健康づくり	思春期，更年期，老年期等人生の各ステージにわたる健康づくり（性差医療(注)を含む）の普及・啓発及び健康相談の充実	継続		保健センター スポーツ生涯学習課
97	健康診査等の充実	市民の健康管理を図るため，各種健康診査等の充実		新規	保健センター
98	メンタルヘルス事業の充実	心の健康づくりに対する情報の提供，啓発，相談体制の充実		新規	保健センター

(注) 性差医療・・・1980年代以降，米国において様々な疾患の原因，治療法が男女で異なることが分かってきたことから始められた医療。

基本方向 (2 3) 妊娠・出産等に関する健康支援

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
99	性と生殖に関する健康と権利に関する意識の啓発	家庭における性と人権教育の促進	継続		秘書課 保健センター
100		男女がお互いの性を理解し，尊重し，妊娠や出産について，相互の意思が尊重されるための意識の啓発	継続		秘書課 保健センター
101	妊娠・出産等における母子の健康管理	母性の重要性についての認識を深めるため，親と子の自覚についての学習機会の充実	継続		保健センター
102		妊娠期，出産期及び乳幼児期における健康診査・保健指導の充実	継続		保健センター
103		発達段階に応じた性教育，保健安全教育の充実	継続		指導課

基本方向（24） 健康を脅かす問題についての啓発・充実

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
104	H I V／エイズ・ 性感染症対策	市広報紙，リーフレットなどによる普及，啓発	継続		保健センター
105		情報提供と相談体制の充実	継続		保健センター
106		学校，生涯教育の場での防止対策の啓発	継続		指導課 学務給食課 スポーツ生涯学習課
107	薬物乱用防止対策	情報提供と相談体制の充実	継続		保健センター
108		学校，生涯教育の場での防止対策	継続		指導課 学務給食課 スポーツ生涯学習課
109		薬物乱用防止のための啓発	継続		保健センター
110	飲酒・喫煙防止の 啓発	飲酒・喫煙が健康に及ぼす弊害についての啓 発，情報の提供		新規	保健センター 指導課 スポーツ生涯学習課

主要課題13 子どもが安全で健やかに育つ生活環境づくり

基本方向(25) 子育て支援体制の充実

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
111	保育施設等の地域への開放と支援	子育て支援センターの充実	継続		子育て支援課
112		学校・保育施設等の校庭・園庭開放	継続		子育て支援課 スポーツ生涯学習課
113	子育て支援の充実	ファミリーサポート支援事業等の充実	継続		子育て支援課
114		子育てに関する情報の提供, 相談体制の充実	継続		子育て支援課
115		母親クラブの育成, 充実	継続		子育て支援課
116		子育てネットワークへの支援	継続		子育て支援課
117		公共施設でのバリアフリー(注)化及び保育施設など子育て環境整備	継続		公共施設整備課 子育て支援課
118		学校における相談事業の充実	継続		指導課
119	子どもの交流場所の整備	子どもや保護者のニーズの把握と調査	継続		スポーツ生涯学習課
120		「放課後子どもの居場所づくり」の整備, 運営の充実		新規	スポーツ生涯学習課

(注) バリアフリー・・・障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。

基本方向(26) ひとり親家庭に対する支援の充実

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
121	ひとり親家庭の福祉と自立の支援	経済的支援の促進	継続		子育て支援課 学務給食課
122		住宅支援の充実	継続		管理課 子育て支援課
123		相談体制の充実	継続		子育て支援課 指導課

主要課題 1 4 高齢者・障害者等が安心して暮らせるための環境づくり

基本方向（27） 高齢者・障害者等の社会参画の促進

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
124	生きがいがづくりの推進	高齢者の学習意欲に応えるための各種健康教室など学習機会の充実	継続		高齢福祉課
125		公共施設等を利用した，世代間のふれあい交流事業の推進		新規	高齢福祉課
126		高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への支援，情報の提供		新規	高齢福祉課 スポーツ生涯学習課
127	社会参画の促進	高齢者及び障害者等の特性を生かしたボランティアや就労の場の確保	継続		高齢福祉課 (シルバー人材センター) 社会福祉課 障害福祉課
128		高齢者及び障害者等の社会参画の促進に関する情報の提供，啓発		新規	高齢福祉課 障害福祉課

基本方向（28） 介護体制の確立と推進

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
129	介護保険・福祉サービスの充実	介護を必要とする方のための情報の提供，訪問指導，訪問診査の充実	継続		高齢福祉課
130		介護サービスの質の向上と充実	継続		高齢福祉課
76再		地域ケアの推進とネットワークの支援	継続		高齢福祉課 社会福祉課
77再		介護する家族の負担軽減のため介護者への支援・介護者教室の開催	継続		高齢福祉課 (社会福祉協議会)
131		介護予防のための，高齢者情報のデータベース化と情報の共有化の推進	継続		高齢福祉課
132		要支援・要介護状態になる前に，介護予防のための施策の推進		新規	高齢福祉課

基本方向（29） 高齢者・障害者等の生活基盤の充実

No	施策の方策	施策の内容	区 分	担当課
133	生活支援の充実	在宅福祉サービスの充実 ・ 傾聴ボランティアの支援と育成	継続	高齢福祉課 障害福祉課 (社会福祉協議会)
134		年金, 医療, 保健などの情報の提供, 相談の充実	継続	国保年金課
135	環境整備の促進	ハード, ソフト面のバリアフリー化のための環境整備の充実	継続	高齢福祉課 障害福祉課 関係各課

第3章 計画の推進

1 推進体制の充実

本市では、本計画を効果的に推進するため、市民や事業者とはもちろん国、県及び他の市区町村、関係機関とも連携、協力を図りながら、推進体制の充実に努めます。

また、本計画を実効性のあるものとするため、進行管理を的確に実施するとともに、男女共同参画関連施策の調査・研究及び情報の収集、提供にも努めます。

(1) 推進体制の活用

男女共同参画社会の実現をめざし、庁内関係各課と調整しながら、施策の方策、内容に関する進捗状況を把握し、「審議会」及び「庁内推進会議」その他市関係機関・団体等を活用し、本計画を着実に推進します。

(2) 市民、事業者との連携・協力

「条例」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方策、内容を達成するため、市民及び事業者と連携・協力し、本計画を積極的に推進します。

(3) 国、県及び他の市区町村その他関係機関との連携・協力

市政の範囲を越える課題については、国、県及び他の市区町村その他関係機関と連携・協力し、本計画を効果的に推進します。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、施策の方策、内容に関して進行管理を着実に実施し、その点検及び評価に努めます。

3 本計画及び「条例」等の周知・啓発の徹底

本計画及び「条例」その他男女共同参画を推進するための情報を市民、事業者その他関係機関へ積極的に周知、啓発するよう努めます。

4 調査・研究・情報の提供

本計画を推進するため、男女共同参画に関連する施策等の調査、研究及び情報の収集、提供に努めます。

5 成果指標項目

本計画が実効性のあるものとするため、次のとおり 13 項目の評価指標を示し、進捗状況の着実な把握に努めます。

【評価指標】

基本 目標	主 要 課 題	基本 方 向	評価指標	直近値 (調査年度) H22	目標値 (目標年度) H28	概 要
1	1	(1)	社会通念・慣習上の男女の平等感	14.1%	20.0%	社会通念・慣習上、男女が平等と感じている人の割合(政策調整課調べ)
1	2	(2)	学校における男女の平等感	34.7%	45.0%	男女の平等感について、学校で平等と感じている人の割合(政策調整課調べ)
1	2	(3)	育児に参加する父親の割合	87.6%	95.0%	4ヶ月児健診時調査における、育児に参加する父親の割合(保健センター調べ)
2	6	(11)	各種審議会等における女性委員の割合	28.6%	40.0%	市の審議会等委員のうち、女性の占める割合(秘書課調べ)
2	6	(12)	市の管理職員のうち、女性職員の割合	5.4%	15.0%	市の管理職員のうち、女性の占める割合(人事課調べ)
2	6	(12)	市の係長以上職員のうち、女性職員の割合	14.0%	35.0%	市の係長以上の職員のうち、女性の占める割合(人事課調べ)
2	6	(14)	女性リーダー育成研修会参加者数	47人	70人	女性リーダー育成のための研修会参加者のべ人数(秘書課調べ)

基本目標	主要課題	基本方向	評価指標	直近値 (調査年度) H22	目標値 (目標年度) H28	概要
3	8	(17)	延長保育実施保育所数	8ヶ所	7ヶ所 ※	子育て支援策として延長保育実施保育所数（子育て支援課調べ）
3	9	(19)	職場における男女平等感	21.1%	25.0%	男女の平等感について、職場で平等と感じている人の割合（政策調整課調べ）
3	10	(21)	家族経営協定締結世帯数	12世帯	18世帯	農業経営上、男女が対等なパートナーとして協定を結んでいる世帯数（農政課調べ）
4	13	(25)	放課後子どもの居場所づくり実施小学校数	18校	18校	子育て支援策として放課後居場所づくり実施小学校数（スポーツ生涯学習課調べ）
4	13	(25)	育児に自信がもてる母親の割合	90.1%	95.0%	4ヶ月児健診時調査における、育児に自信がもてる母親の割合（保健センター調べ）
4	14	(27)	介護予防拠点施設への参加者のべ人数	25,149人	30,000人	生きがい対策としてげんきサロン等への高齢者の参加者のべ人数（高齢福祉課調べ）

「直近値」…本計画見直しにあたっての最も近い期日における調査に基づく数値

「目標値」…原則として本計画期間中に達成を目指す目標数値

※延長保育実施保育所数については、平成24年度からの保育所民営化により総数が7園となるため、直近実績値が目標値を上回っています。

資料編

取手市男女共同参画推進条例

平成 17 年 1 月 4 日条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第 9 条～第 20 条)

第 3 章 取手市男女共同参画審議会(第 21 条～第 23 条)

第 4 章 雑則(第 24 条)

付則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。これを踏まえ、取手市は、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、互いに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を県内でもいち早く策定し、施策の推進に向けて様々な取組を行ってきた。特に、子育て支援についての取組は早くから推進してきたが、多様な生き方が可能になる社会の達成には、依然として解決すべき多くの課題が残されている。

取手市は、首都圏近郊都市として、世帯数の増加傾向も見られるが、特に、核家族の割合が高いという特徴もあり、出産や子育てを期に仕事を断念する女性も少なくない。また、男性の遠距離通勤、長時間労働等によって、家事、育児、介護等の家庭生活への参画が充分にはできていない。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行も根強く残っており、真の男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められる。

今後、少子高齢化、国際化、情報社会の急速な進展により家庭、地域、社会が大きく変化していく中で、すべての市民が安心して暮らし、そして、取手市の地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現に向け、男性も女性も平等で生き生きと暮らせることができる活力ある取手を築くことを目指し、市、市民及び事業者が一体となった取組を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う

ことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響について、できる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携を図りつつ協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保及び体制の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条 何人も、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第 8 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定をしようとするときは、取手市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するように努めなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第 11 条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への配慮)

第 12 条 男女が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産について相互の意思が尊重されること及び生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう、市は、教育と啓発に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(年次報告)

第 14 条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報

告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第 15 条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年 11 月とする。

(市民及び事業者の自主的な活動の支援)

第 16 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 17 条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等その他適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 18 条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(積極的改善措置の実施)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営並びに政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の処理)

第 20 条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見(以下「苦情等」という。)を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

第 3 章 取手市男女共同参画審議会

(設置等)

第 21 条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、取手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項に関して調査審議するとともに、必要に応じて市長に対し建議することができる。

(1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重

要事項に関すること。

(組織)

第 22 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
- (2) 関係機関又は団体から推薦を受けた者
- (3) 市民

(任期)

第 23 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 4 章 雑則

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている取手市基本計画女と男ともに輝くとりでプランについては、第 9 条第 1 項に規定する男女共同参画計画を策定するまでの間、同項の男女共同参画計画とみなす。

取手市男女共同参画審議会委員名簿

(平成23年4月1日現在)

	氏名	選出区分	備考
会長	志村 俊晴	有識者	前男女共同参画推進協議会会長, 前取手市男女共同参画プラン(第一次)策 定委員, 前期審議会会長
副会長	間宮真知子	関係団体推薦	レディースフォーラムとりで
	下園 淳子	有識者	人事経営コンサルティング 社会保険労務士
	飯田 順侯	市民	公募
	埴川 宏子	市民	公募
	倉田 修男	関係団体推薦	市政協力員連絡協議会
	小沼 定子	関係団体推薦	取手市商工会女性部

任期：平成22年4月1日～平成24年3月31日

第二次取手市男女共同参画計画見直しの経過

1. 取手市男女共同参画審議会

委員 7 名（公募委員 2 名を含む，男性 3 名，女性 4 名）

- ・ 第 1 回 平成 23 年 5 月 12 日 見直しの方向性についての検討
- ・ 第 2 回 平成 23 年 6 月 29 日 見直し案についての検討
- ・ 第 3 回 平成 23 年 8 月 4 日 見直し案についての再検討・答申
- ・ 第 4 回 平成 23 年 9 月 8 日 平成 22 年度実施状況への建議

2. 取手市男女共同参画庁内推進会議

委員 12 名（会長…副市長，委員…各部長 10 名）

- ・ 第 1 回 平成 23 年 6 月 15 日 見直し案についての検討
- ・ 第 2 回 平成 23 年 10 月 4 日 パブリックコメント実施についての検討

3. 市民からの意見募集（パブリックコメント）

平成 23 年 11 月 1 日 ～ 30 日 2 人（2 件）

市広報紙・ホームページ掲載，公共施設閲覧
秘書課にて直接受付のほか，郵送・ファクス・
Eメールでも受付

男女共同参画のあゆみ

年	国際連合	国	茨城県	取手市
S 50	1975	国際婦人年世界会議開催 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置	
S 51	1976	「国連婦人の10年」 (1976年～1985年)	民法（離婚復氏制度） 改正	
S 52	1977		「国内行動計画」策定	
S 55	1980	「国連婦人の10年」 中間年世界会議開催 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」署名式の実施	「民法」「家事審判法」 改正 「女子差別撤廃条約」 署名	
S 59	1984		「国籍法及び戸籍法」 改正	
S 60	1985	「国連婦人の10年」 最終年世界会議開催 「西暦2000年婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」 批准「男女雇用機会均等法」改正	
S 62	1987		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の策定	
H 3	1991		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	「いばらきローズプラン21」の策定
H 4	1992			教育委員会に「女性行政係」を設置
H 5	1993		「パートタイム労働法」施行	取手市男女共同参画推進のための市民団体が設立
H 6	1994		男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置	
H 7	1995	世界女性会議	「育児休業法」改正	取手市男女共同参画情報紙発行
H 8	1996		「男女共同参画2000年プラン」策定	「取手市女性行政庁内推進会議」設置 取手市男女共同参画計画（第一次）の策定方針決定
H 9	1997		「男女雇用機会均等法」改正 「育児休業法」改正 「介護保険法」公布	政策推進部「企画調整課女性政策室」に移管 「第1回 女と男ともに輝くとりでの集い」開催
H 10	1998			女性政策室から「女性政策課」 取手市男女共同参画プラン推進委員会設置

年	国際連合	国	茨城県	取手市
H11	1999			女性政策課から「女性と子どもの課」に名称変更
H12	2000	国連特別総会「女性2000年会議」開催		『女と男ともに輝くとりでプラン』（第一次基本計画）策定 「取手市男女共同参画推進協議会」設置
H13	2001		「茨城県男女共同参画推進条例」施行	女性と子どもの課から「企画調整課男女共同参画室」へ移管
H14	2002		「茨城県男女共同参画基本計画」策定	「家庭福祉課女性政策室」へ移管 「女性のヘルプ相談」窓口開設
H16	2004			
H17	2005	「北京+10」開催		「取手市男女共同参画推進条例」施行 「取手市男女共同参画審議会」の設置 「男女共同参画に関する施策の苦情相談体制」の設置 「男女共同参画市民出前説明」開始
H18	2006			「秘書課政策調整室」へ移管 「第二次取手市男女共同参画計画策定委員会」発足
H19	2007			
H20	2008			「秘書課男女共同参画係」へ移管
H21	2009			「市職員のセクシュアルハラスメント防止等の指針」, 同規則策定
H22	2010	国連婦人の地位委員会「北京+15」閣僚級会合		
H23	2011		「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」策定	「第二次取手市男女共同参画計画」見直し作業実施

